

二 会員の合併によつて成立した会員で、当該合併により解散する会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けて労働金庫連合会に加入したもの

三 他の会員との合併後存続する会員で、当該合併により解散する会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を当該合併後一年以内に引き受けるもの

四 前号に掲げるもののほか、第十七条第一項各号の事由による会員の脱退後一年以内に当該会員の出資口数の全部又は一部に相当する出資口数を引き受ける会員

第三十三条第三号及び第四号を削る。

第三十四条第七項中「五分の一」を「三分の一」に、「三分の一」を「二分の一」に改め、同条第八項中「こえる」を「超える」に改める。

第三十九条第七項中「提出し、その」を「提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、業務報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその」に改める。

第五十一条中「第十七条第二項」を「第十二条第三項ただし書（出資）、第十七条第二項」に改め、「第五十五条第二項（総代の選任）」を削る。

第五十三条に次の一号を加える。

五 第十二条第三項ただし書の規定による承諾

第五十五条第一項中「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「、総会の議決によつて」を削り、同条第三項中「五分の一」の下に「（その総数が二千五百を超える金庫にあつては、五百）」を加え、同条第五項ただし書を次のように改める。

ただし、総代（補欠の総代を除く。）の選任については、議決することができない。

第五十五条に次の一項を加える。

6 総代会において第五十三条第二号（解散又は合併）又は第四号（事業の全部の譲渡）に掲げる事項の議決をしたときは、その議決の日から十日以内に、会員に議決の内容を通知しなければならない。

第五十五条の次に次の一条を加える。

（総会と総代会の関係）

第五十五条の二 前条第六項の通知をした金庫にあつては、当該通知に係る事項を会議の目的として、第四十七条第二項又は第四十八条（会員による総会の招集）の規定により総会を招集することができる。

この場合において、同項の規定による書面の提出又は同条後段の場合における認可の申請は、当該通知に係る事項についての総代会の議決の日から三十日以内になければならない。

2 前項の総会において当該通知に係る事項を承認しなかつた場合には、総代会における当該事項の議決は、その効力を失う。

第五十八条第二項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 金融先物取引等

第五十八条第二項第十八号中「第十一号」の下に「及び第十六号の二」を加え、同条第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

第五十八条第六項第四号中「（昭和六十三年法律第七十七号）」を削る。

第五十八条の二第一項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 金融先物取引等

第五十八条の二第一項第十六号中「第九号」の下に「及び第十四号の二」を加える。

第五十八条の三第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫の行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）

イ 労働金庫の行う業務に従属する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの（第八項において「従属業務」という。）

ロ 第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるもの

第五十八条の三第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第二号又は第四号」を「第一項第三号」に改める。

第五十八条の四第一項中「、第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第五十八条の五第一項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該労働金庫連合会の行う業務又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社（保険専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が保険専門関連業務を営む会社（証券専門関連業務を営むものを除く。）である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該労働金庫連合会の証券子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該労働金庫連合会の保険子会社等が合算して、当該労働金庫連合会又はその子会社（証券子会社等及び保険子会社等を除く。）

が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。）

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第五十八条の五第一項第五号を削り、同項第六号中「次条第二項第二号」を「次条第二項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同条第三項中「から第五号まで又は第七号」を「から第四号まで又は第六号」に改め、「主として当該労働金庫連合会が行う業務のために」を削り、「第六項」を「以下この項及び第六項」に、「を営んでいる会社」を「又は第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令・厚生労働省令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該労働金庫連合会が行う業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」に改め、同条第六項中「労働金庫連合会の子会社の営む業務」を削る。

第五十八条の六第一項中「から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第五号及び第七号」を「から第四号まで及び第六号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令・厚生労働省令で定める」に、「当該各号に定める会社」を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第六十三条第二項中「五分の一」を「三分の一」に、「三分の一」を「二分の一」に改める。

第九十一条第二号中「第三号」を「第二号」に、「又は第六号」を「若しくは第五号」に改める。

第九十四条第一項中「（営業の免許）」の下に「、第八条第三項（営業所の設置等）」を加える。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「従事する者」の下に「その他これらに準ずる者として内閣府令で定める者」を加える。

第九条の八第二項第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 金融先物取引等

第九条の八第二項第十七号中「第十号」の下に「及び第十五号の二」を加え、同条第六項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 金融先物取引等 金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第九項（定義）に規定する金融先物取引等をいう。

第九条の八第六項第四号中「（昭和六十三年法律第七十七号）」を削る。

第五十一条第二項中「変更」の下に「（信用協同組合及び第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会の定款の変更にあつては、内閣府令で定める事項の変更を除く。）」を加える。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第七条 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号及び第十号を削る。

第四条の二第一項第一号を次のように改める。

一 次に掲げる業務を専ら営む会社（イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組

合の行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 信用協同組合の行う事業に従属する業務として内閣府令で定めるもの(第八項において「従属業務」という。)

ロ 中小企業等協同組合法第九条の八第一項第一号から第三号までに掲げる事業に付随し、又は関連する業務として内閣府令で定めるもの

第四条の二第一項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第三項中「第一項第二号又は第四号」を「第一項第三号」に改める。

第四条の三第一項中「第二号及び第四号」を「及び第三号」に改める。

第四条の四第一項第四号を次のように改める。

四 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては主として当該信用協同組合連合会の行う事業又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限るものとし、ロに掲げる業務を営む会社にあつては、その会社が証券専門関連業務を営む会社(保険専門関連業務を

営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものには、その会社が保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものには、その会社が証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社である場合には、当該会社の株式等を当該信用協同組合連合会の証券子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該信用協同組合連合会の保険子会社等が合算して、当該信用協同組合連合会又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、それぞれ限るものとする。)

イ 従属業務

ロ 金融関連業務

第四条の四第一項第五号を削り、同項第六号中「次条第二項第二号」を「次条第二項」に、「基準株式数等」を「同条第一項に規定する基準株式数等」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項第五号ロ及び第六号ロ中「前項第七号」を「前項第六号」に改め、同条第三項中「から第五号まで又は第七号」を「から第四号まで又は第六号」に改め、「主として当該信用協同組合連合会が行う事業のために」を削り、「第六項」を「以下この項及び第六項」に、「を営んでいる会社」を「又は中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号若しくは第二号に掲げる事業に付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定めるものを専ら営む会社（従属業務を営む会社にあつては、主として当該信用協同組合連合会が行う事業のためにその業務を営んでいる会社に限る。）」に、「中小企業等協同組合法」を「同法」に改め、同条第六項中「信用協同組合連合会の一の子会社の営む業務」を削る。

第四条の五第一項中「から第三号までに掲げる会社、同項第四号に掲げる会社（特定従属会社を除く。）並びに同項第五号及び第七号」を「から第四号まで及び第六号」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる」を「新たな事業分野を開拓する会社として内閣府令で定める」に、「当該各号に定める会社」

を「特定子会社」に改め、同項各号を削る。

第五条の四第七項中「提出し、その」を「提出して、附属明細書にあつてはその内容を報告し、事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案にあつてはその」に改める。

第六条第一項中「第十二条の二」を「第八条第三項（営業所の設置等）、第十二条の二」に改める。

第十二条第一項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号中「又は第七号から第十号まで」を削る。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第八条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十九条ノ三を削る。

第五十一条第一号中「（第三十九条ノ三第一項ヲ除ク）」を削る。

（信託業法の一部改正）

第九条 信託業法（大正十一年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「移転ノ登録」の下に「其ノ他内閣府令、法務省令ヲ以テ定ムル登録」を加え、同条第

三項中「移転ノ登録」の下に「其ノ他内閣府令、財務省令ヲ以テ定ムル登録」を加える。

(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正)

第十条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「業務(」の下に「政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク」を加える。

第五条後段を削り、同条に次の一項を加える。

信託業務ヲ営ム金融機関ガ信託業務ニ係ル代理店ヲ設置シ又ハ廃止セントスルトキハ内閣府令ノ定ムル所ニ依リ内閣総理大臣ノ認可ヲ受クベシ

第十条第五号中「第五条」を「第五条第一項又ハ第二項」に、「同条」を「同項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第十一条 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条中「及び信託業務を兼営する銀行」を削り、同条に次の一項を加える。

4 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(不動産特定共同事業法の一部改正)

第十二条 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「及び信託業務を兼営する銀行」を削り、「特定信託会社等」を「特定信託会社」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「特定信託会社等」を「特定信託会社」に改め、同条第五項中「特定信託会社等」を「特定信託会社」に、「同条第一項若しくは第二項」を「同項若しくは同条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

6 信託業務を兼営する金融機関に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(証券取引法の一部改正)

第十三条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第五号を削り、同条第六号を同条第五号とする。

第五十三条を次のように改める。

第五十三条 削除

第五十六条第一項第六号中「第五号又は第六号」を「又は第五号」に改める。

第六十二条第三項中「、第五十二条第一項の認可」を削る。

第六十五条の二第四項中「から第四号まで及び第六号」を「から第五号まで」に改め、同条第五項中「及び第五号」を削る。

(外国証券業者に関する法律の一部改正)

第十四条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第九条第六号を削り、同条第七号を同条第六号とする。

第二十四条第一項第六号中「、第六号又は第七号」を「又は第六号」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中銀行法第十七条の二を削る改正規定及び第四十七条第二項の改正規定（「、第十七条の二」を削る部分に限る。）、第三条中保険業法第一百二十二条の二を削る改正規定及び第二百七十条の六第二項

第一号の改正規定、第四条中第五十五条の三を削る改正規定、第八条、第九条、第十三条並びに第十四条の規定並びに次条、附則第九条及び第十三条から第十六条までの規定 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第十条から第十二条までの規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

(外国銀行支店に係る営業の免許に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の銀行法（以下「旧銀行法」という。）第四十七條第一項の規定により旧銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許（以下この条において「旧免許」という。）を受けている外国銀行のうち、その受けている旧免許の数が一であるものについては、この法律の施行の際に第一条の規定による改正後の銀行法（以下「新銀行法」という。）第四十七條第一項の規定により新銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新銀行法第四十七條第一項の規定により新銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなされる外国銀行以外の外国銀行は、この法律の施行前においても、当該外国銀行が受

けている旧免許に係る外国銀行支店のうち一の外国銀行支店を新銀行法第四十七条第一項に規定する主たる外国銀行支店として定め、内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届け出ることができる。

3 この法律の施行前に前項の規定による届出をした外国銀行であつて、この法律の施行の際現に旧免許を受けているものは、施行日において新銀行法第四十七条第一項の規定により新銀行法第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたものとみなす。

(銀行の株主に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に存する銀行の株式の所有者に対する新銀行法第七章の二の規定(第三節の規定を除く。)の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新銀行法第五十二条の九第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に旧銀行法第十六条の二第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の銀行を子会社としている銀行は、当該他の銀行の株式の所有につき、施行日に新銀行法第五十二条の九第二項ただし書の認可を受けたものとみなす。

(長期信用銀行の株主に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に存する長期信用銀行の株式の所有者に対する第二条の規定による改正後の長期信用銀行法（以下「新長期信用銀行法」という。）第十六条の二から第十六条の三までの規定及び新長期信用銀行法第十七条において長期信用銀行株式大量所有者又は長期信用銀行主要株主について準用される新銀行法の規定の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新長期信用銀行法第十条の二の二第一項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により当該長期信用銀行の株式の所有者になつたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の長期信用銀行法第十三条の二第六項又は第七項ただし書の認可を受けて他の長期信用銀行を子会社としている長期信用銀行は、当該他の長期信用銀行の株式の所有につき、施行日に新長期信用銀行法第十六条の二の二第一項の認可を受けたものとみなす。

（保険会社の株主に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に存する保険会社の株式の所有者に対する第三条の規定による改正後の保険業法（以下「新保険業法」という。）第十章の二の規定（第三節の規定を除く。）の適用については、当該株式の所有者は、施行日において新保険業法第二百七十一条の十第一項各号に掲げる取引又は行為以外

の事由により当該保険会社の株式の所有者になったものとみなす。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の保険業法第百六条第四項又は第五項ただし書の認可を受けて他の保険会社を子会社としている保険会社は、当該他の保険会社の株式の所有につき、施行日に新保険業法第二百七十一条の十第一項の認可を受けたものとみなす。

(信用金庫等の決算関係書類に関する経過措置)

第六条 第四条の規定による改正後の信用金庫法第三十七条第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(労働金庫等の決算関係書類に関する経過措置)

第七条 第五条の規定による改正後の労働金庫法第三十九条第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(信用協同組合等の決算関係書類に関する経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律第五条の四第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する書類について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る同項に規定する書類については、なお従前の例による。

(登録社債等及び登録国債の信託の登録に関する経過措置)

第九条 信託会社が第九条の規定の施行の際現に信託財産として所有する同条の規定による改正後の信託業法(以下この条において「新信託業法」という。)第十条第二項に規定する登録社債等(次に掲げる要件のいずれをも満たすものに限る。)については、附則第一条第一号に定める日において当該信託会社が当該登録社債等につき信託の登録を受けたものとみなして、信託法(大正十一年法律第六十二号)第三条第一項の規定を適用する。この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該信託財産を処分したときは、受益者は、同法第三十一条ただし書の規定にかかわらず、処分の相手方及び転得者においてその処分が信託の本旨に反することを知っていたとき又は重大な過失によってこれを知らなかったときに限り同条の規定による取消しをすることができる。

一 当該登録社債等につき、附則第一条第一号に定める日前に、当該信託会社が、内閣府令、法務省令で

定める登録を、新信託業法第十条第二項に規定する内閣府令、法務省令の定めるところと同一の方法により信託財産である旨を明示して行っていたこと。

二 当該登録社債等につき、前号の登録をした時から附則第一条第一号に定める日の前日までの間に他の登録（社債等登録法（昭和十七年法律第十一号）第五条の担保権の登録その他の内閣府令、法務省令で定める登録を除く。）がなされていないこと。

三 第九条の規定の施行の際、内閣府令、法務省令で定めるところにより当該登録社債等が信託財産であることが明示されていること。

2 信託会社が第九条の規定の施行の際現に信託財産として所有する新信託業法第十条第三項に規定する登録国債（次に掲げる要件のいずれをも満たすものに限る。）については、附則第一条第一号に定める日において当該信託会社が当該登録国債につき信託の登録を受けたものとみなして、信託法第三条第一項の規定を適用する。この場合において、信託会社が信託の本旨に反して当該信託財産を処分したときは、受益者は、同法第三十一条ただし書の規定にかかわらず、処分の相手方及び転得者においてその処分が信託の本旨に反することを知っていたとき又は重大な過失によってこれを知らなかったときに限り同条の規定に

よる取消しをすることができる。

一 当該登録国債につき、附則第一条第一号に定める日前に、当該信託会社が、内閣府令、財務省令で定める登録を、新信託業法第十条第三項に規定する内閣府令、財務省令の定めるところと同一の方法により信託財産である旨を明示して行っていたこと。

二 当該登録国債につき、前号の登録をした時から附則第一条第一号に定める日の前日までの間に他の登録（国債に関する法律（明治三十九年法律第三十四号）第三条の質権の登録その他の内閣府令、財務省令で定める登録を除く。）がなされていないこと。

三 第九条の規定の施行の際、内閣府令、財務省令で定めるところにより当該登録国債が信託財産であることが明示されていること。

3 前二項の規定は、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項の規定により信託業務を営む同項に規定する金融機関について準用する。

（金融機関が営む信託業務に関する経過措置）

第十条 第十条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

第一条第一項の認可を受けて同項の金融機関が営む信託業務に対する第十条の規定による改正後の金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の適用については、同法第一条第一項中「業務（政令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」とあるのは「業務（）」と読み替えるものとする。

（宅地建物取引業法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 信託業務を兼営する銀行で第十一条の規定の施行の際現に宅地建物取引業を営んでいるものについては、同条の規定による改正後の宅地建物取引業法第七十七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（不動産特定共同事業法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 信託業務を兼営する銀行で第十二条の規定の施行の際現に不動産特定共同事業を営んでいるものについては、同条の規定による改正後の不動産特定共同事業法第四十六条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（権限の委任）

第十三条 内閣総理大臣は、この附則の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を金融庁長官に委任

する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(処分等の効力)

第十四条 この法律の各改正規定の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に係る経過措置を含む。）は、政令で定める。

（投資信託及び投資法人に関する法律の一部改正）

第十七条 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号ホ及びへ中「信託会社等」を「信託会社（信託業務を兼営する金融機関で政令で定めるものを含む。）」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第十八条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号（一）中「（外国銀行支店の免許等）」を「（外国銀行の免許等）」に、「営業所の数」を「免許件数」に、「一箇所」を「一件」に改め、同号（三）イ中「銀行の」を「銀行の外国における」に改め、同号（三）ロ中「銀行の」を「銀行の外国における」に、「又は」を「又は外国における」に改め、同号（十一）を同号（十二）とし、同号（十）を同号（十一）とし、同号（九）を同号（十）とし、同号（八）を同号（九）とし、同号（七）を

同号八とし、同号六を同号七とし、同号五を同号六とし、同号四を同号五とし、同号三の次に次のように加える。

<p>(四) 銀行法第四十七条の二（従たる外国銀行支店の設置等）の規定による次に掲げる認可</p>	支店の数	一箇所につき十五
<p>イ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店の設置の認可</p>	万円	
<p>ロ 銀行法第四十七条第一項に規定する外国銀行の支店以外の営業所の設置又は支店以外の営業所の支店への変更の認可 （臨時の営業所の設置に係る認可その他の政令で定める認可を除く。）</p>	営業所の数	一箇所につき九万円

（金融機関の合併及び転換に関する法律の一部改正）

第十九条 金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十二年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六項中「第五十条第一項」の下に「労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十条第一項」を加える。

第五条第三項中「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」を削る。

第十条第三項第二号中「五分の四」を「三分の二」に改める。

第二十三条第一項中「労働金庫法第五十二条」の下に「（同法第五十五条第五項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 労働金庫法第五十五条第六項（合併等の決議に係る通知）及び第五十五条の二（総会と総代会の關係）の規定は、労働金庫の転換について準用する。

（預金保険法の一部改正）

第二十条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改め、同項第二号中「第五十二条の

二第二項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同項第四号中「第十六条の二第二項」を「第十六条の二の四第一項」に改める。

第六十一条第八項中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に、「第十六条の二第一項」を「第十六条の二の四第一項」に改める。

(持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十一条 持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律(平成九年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

附則第十条中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

(銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律の一部改正)

第二十二条 銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律(平成九年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第一号中「第二条第十一項」を「第二条第十三項」に改める。

第十二条第二項中「第五十二条の二第一項」を「第五十二条の十七第一項」に改め、同条第五項中「第五十五条第二項」を「第五十五条第三項」に改める。

(検討)

第二十三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新銀行法、新長期信用銀行法及び新保険業法の施行状況、銀行業及び保険業を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新銀行法第二条第十項に規定する銀行主要株主、新長期信用銀行法第十六条の二の二第五項に規定する長期信用銀行主要株主及び新保険業法第二条第十四項に規定する保険主要株主に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理由

最近における銀行業、保険業その他の金融業等を取り巻く社会経済情勢の変化に対応し、銀行等の的確、公正かつ健全な経営を確保しつつ、我が国金融の活性化を図るための環境を整備する必要性にかんがみ、銀行等の株主に関する制度の整備を行うとともに、銀行の営業所に関する規定その他の規定について所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。